

○旭市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成17年7月1日

告示第4号

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定め、審議会等の会議のより公正な運営及び透明性の向上を図ることにより、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(審議会等)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、実施機関（旭市情報公開条例（平成17年旭市条例第14号。以下「条例」という。）第2条第1号に掲げる機関をいう。）に設置された審議会、協議会等をいう。

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議において、条例第12条各号に掲げる不開示情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められるときで、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合

(会議開催の事前公表)

第4条 審議会等は、公開する会議を開催する場合は、会議開催予定日の1週間前までに次の各号に掲げる事項について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議の公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場内に傍聴席を設け、会議

の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等他の方法により傍聴人を決定することができる。

3 審議会等は、会議を公開する際、旭市傍聴要領（別記様式）を傍聴人に配付すること等により、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場内の秩序維持に努めるものとする。

（会議資料の提供）

第6条 審議会等は、会議を公開する場合、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配付するよう努めなければならない。

（会議結果等の公開）

第7条 公開した審議会等の会議結果は、条例に基づき原則公開とし、会議終了後、速やかにこれを一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

旭市傍聴要領

審議会等名

- 1 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
 - (1) 傍聴人は、会議を傍聴する場合は、議長及び係員の指示に従ってください。
 - (2) 会場内では、発言、質問等はできません。
 - (3) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向等を表明しないでください。
 - (4) 会場内で、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長が認めた場合は、この限りではありません。
 - (5) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、鉢巻、腕章等を着用しないでください。
 - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為はしないでください。
- 3 傍聴人が上記のことを守っていただけない場合は、注意し、なおこれに従わないとときは、退場していただく場合があります。

別記様式（第5条関係）